



中央大学法曹会創立四〇周年記念行事等報告

中央大学法曹会事務局長 中 津 靖 夫

中央大学法曹会は、平成三年一〇月八日（火）午後五時より、創立四〇周年記念行事を中大駿河台記念館において盛會裡に挙行政致しました。

創立四〇周年記念行事実行委員会は、前もって設立されていた準備委員会を、平成三年五月二三日開催の平成三年度総會に併せ開催された幹事會において、実行委員会に改組する形で編成されました。

創立四〇周年記念行事は、実行委員会活動報告のごとく、実行委員の方々の精力的活動により、創立三〇周年記念行事にならない、所期の成果を挙げることができました。秋雨の中ではありましたが、これを盛會裡に挙行できたことは、中大法曹会の団結力と行動力を顕著に内外に示す結果となり、御同慶の到りに存じます。

なお、法曹會二四〇〇名のうちおよそ二四〇名の會員が出席したことを御報告申し上げます。

中央大学法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会活動報告（明細）

年 月 日	議 事 ・ 行 事	摘 要
3 ・ 5 ・ 23	平成三年度 総会 （幹事会・常任幹事会）	於・中央大学駿河台記念館 創立四〇周年記念行事準備委員会を実行委員会に改組
3 ・ 6 ・ 26	全体委員会	於・東京弁護士会館 （議題） 1 委員長・副委員長選任 2 部会編成・部会長の決定 3 その他
3 ・ 7 ・ 22	接待・記念式典 祝宴・講演 （合同部会）	於・東京弁護士会館 （議題） 1 開催日を平成三年一〇月八日（火）午後五時三〇分とする。 2 場所 中大駿河台記念館 3 記念事業の検討項目 （一）記念式典の式次第決定の件 （二）記念講演の講師及び演題の件 （三）招待先決定の件 （四）会費決定の件

3 ・ 8 ・ 29	3 ・ 8 ・ 2	3 ・ 7 ・ 26	
全体委員会	全体委員会	財務部会	
於・東京弁護士会館 (議題) 1 会費の決定 2 祝宴の内容検討 3 招待先の検討 4 資金に不足が生じた場合の措置	於・東京弁護士会館 (議題) 1 記念式典・記念祝賀会式次第の決定 2 招待者の検討 3 講演者の決定 4 その他	於・東京弁護士会館 (議題)(会費の決定) 1 幹事長・副幹事長 2 顧問・参与 3 常任幹事 4 幹事 5 会計監事 6 会員 7 事務局長・次長	(五) 記念特集号編集方針の件 (六) 出席者確保の件 (七) その他

3・9・10	記念式典 記念祝宴 (合同部会)	
3・10・8	中大法曹会創立四〇周年記念講演・式典挙行	於・中央大学駿河台記念館・出席者二四〇名
4・1・18	記念特集号編集部会 座談会	於・中大駿河台記念館 「中央大学法曹会の現状と将来」
4・4・28	記念特集号編集部会 及び執行部会	於・東京弁護士会館「創立四〇周年記念特集号」の編集及び 発刊(二六〇〇部)
		5 その他

中央大学法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会委員名簿

一、委員長 松井 宣

二、接待部会（執行部 栗原 恵三・杉山 茂久）

部長 中津川 彰

副部長 本間 崇・柳沢 義信・田宮 甫・仲田 章

部員 藤井 光春・福家 辰夫・横山 昭・石渡 光一・山本 卓也

白河 浩・田中 茂・大西 昭一郎・横溝 高至・諸永 芳春

田中 美登里・太田 修

三、式典部会（執行部 深沢 守・神 洋明）

部長 設楽 敏男

副部長 久木野 利光・松家里 明・大塚 功男

部員 阿部 三郎・森田 洲右・服部 邦彦・秋知 和憲・吉本 英雄

奈良 道博・今村 敬二・鈴木 秀一・吉田 和夫・並木 茂

大久保 慶一・武井 豊

四、祝宴部会（執行部 増田 浩千・中村 鉄五郎）

部長 内山 弘

副部長 大高満範・若林秀雄・大平恵吾
部員 及川昭二・伊東正・堀合辰夫・篠原千廣・中村茂八郎

深沢守・大西裕・月山純典・川坂二郎・遠藤英毅
石黒竹男・諸永芳春・木村要・五島幸雄・坂口順造

五、記念講演部会（執行部 舟橋定之・須藤典明）

部長 川上正俊

副部長 榊原卓郎・高橋守雄
部員 堤淳一・栗原恵三・村重慶一・舟橋定之・佐藤歳二

小尾仁

六、財務部会（執行部 菅沼隆志・稲田寛）

部長 縄稚登

副部長 船戸実・岩田豊・小野田六二
部員 市川照己・鈴木康洋・安藤章・飯塚孝・伊藤忠敬

笠井盛男・吉岡征雄・大八木治夫

七、記念特集号編集部会（執行部 菅沼隆志・稲田寛）

部長 猪股喜蔵

副部長 北村忠彦・山崎源三・野宮利雄・高木新二郎・飯田英男
部員 浅見昭一・佐伯弘・須藤正彦・金沢恭男・原秀男

依田敬一郎・渡辺洋一郎・神
明・遠山信一郎・木ノ元直樹
鈴木和憲・鈴木喜三郎・中津
靖夫・渡辺秀雄

学校法人中央大学等役員名簿（中央大学法曹会関係）

（順不同・敬称略）

一、学校法人中央大学

◎理事長 山本清二郎

◎理事 猪股喜藏・木戸口久治・設楽敏男

◎監事 縄稚登

◎評議員会

副議長 赤坂正男

評議員

水原敏博・安原正之・柳澤義信・山本清二郎・山本忠義	日野久三郎・藤井光春・松井宣・松岡登・水上喜景	堂野達也・中津川彰・縄稚登・野宮利雄・原秀男	鈴木秀雄・高木典雄・高橋守雄・瀧澤國雄・竹村照雄	児島平・坂本建之助・設楽敏男・篠原千廣・信部高雄	糟谷忠男・木川統一郎・木戸口久治・日下文雄・倉田雅充	内山弘・大西保・太田常雄・岡田錫淵・押谷鞠雄	阿部三郎・石井嘉夫・猪股喜藏・市橋千鶴子・岩田豊	赤坂正男
---------------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------	------------------------	--------------------------	------

二 財団法人白門奨学会

依田 敬一郎・吉本 英雄・若林 秀雄

◎理事長 堂野 達也

◎理事 内山 弘・坂本 建之助

◎監事 倉田 雅充

◎評議員 石井 嘉夫・信部 高雄・高橋 守雄・中津川 彰・藤井 光春

杉山 英巳

◎選考委員会委員

安藤 章

◎募金委員会委員

委員長 山本 清二郎

委員 野宮 利雄

以上

中央大学学員会役員名簿（中大法曹会推薦）

会 長	堂 野 達 也
副 会 長	内 山 弘
参 与	石 井 一 郎 ・ 石 田 寅 雄 ・ 小 木 貞 一 ・ 太 田 常 雄 ・ 木 戸 口 久 治
日 下 文 雄 ・ 小 池 金 市 ・ 鈴 木 秀 雄 ・ 竹 村 照 雄 ・ 松 井 宣	
八 島 三 郎 ・ 山 本 清 二 郎	
常任幹事	赤 坂 正 男 ・ 大 西 保 ・ 木 川 統 一 郎 ・ 倉 田 雅 充 ・ 瀧 澤 國 雄
幹 事	阿 部 三 郎 ・ 新 井 弘 二 ・ 猪 股 喜 藏 ・ 川 坂 二 郎 ・ 坂 本 建 之 助
設 楽 敏 男 ・ 信 部 高 雄 ・ 篠 原 千 廣 ・ 菅 野 谷 純 正 ・ 鈴 木 喜 三 郎	
高 橋 守 雄 ・ 長 久 保 武 ・ 縄 稚 登 ・ 安 原 正 之	
協 議 員	省 略

中央大学法曹会役員名簿(平成三・四年度)

一、顧問・参与

(1) 顧問

石田寅雄 小池金市 堂野達也 瀧澤國雄 赤坂正男

(東弁)

倉田雅充 設楽敏男 信部高雄 藤井暹 山本清二郎

(二弁)

八島三郎 大西保 木戸口久治 坂本建之助 松井宣

(二弁)

(2) 参与

戸田宗孝 太田常雄 日下文雄 鈴木秀雄 水上喜景

(東弁)

小木貞一 岡田錫淵 梶原止 竹村照雄 寺尾正二

(一弁)

居林與三次 外村隆 鈴木近治

(二弁)

近藤三代次

二、幹事（○は常任幹事）

○繩 稚 登	高 橋 崇 雄	○須 藤 正 彦	白 井 正 明	真 田 淡 史	佐 々 木 敏 行	小 山 勲	楠 忠 義	北 村 一 夫	笠 原 克 美	金 沢 恭 男	太 田 孝 久	伯 母 治 之	石 井 芳 光	飯 塚 孝	安 藤 憲 一	○阿 部 三 郎
中 村 生 秀	堤 淳 一	瀬 川 徹	清 水 紀 代 志	○佐 伯 弘	桜 井 公 望	小 林 元 治	厚 井 乃 武 夫	木 戸 口 久 義	笠 井 浩 二	亀 井 忠 夫	大 辻 正 寛	奥 原 喜 三 郎	石 葉 泰 久	稲 田 寛	○市 川 照 巳	○安 藤 章
○中 村 茂 八 郎	天 坂 辰 雄	高 木 茂	志 沢 徹	○柳 原 卓 郎	才 口 千 晴	小 島 敏 明	児 島 平	倉 田 哲 治	木 川 統 一 郎	川 瀬 仁 司	奥 野 善 彦	○小 竹 耕	植 松 功	石 渡 光 一	○猪 股 喜 蔵	安 藤 貞 一
名 波 倉 四 郎	寺 口 真 夫	多 賀 健 三 郎	菅 沼 隆 志	坂 卷 国 男	佐 瀬 正 俊	小 林 信 明	小 林 宏 也	○久 木 野 利 光	岸 巖	春 日 寛	海 法 幸 平	○及 川 昭 二	遠 藤 和 夫	伊 藤 茂 昭	伊 東 正	秋 知 和 憲
中 村 浩 紹	寺 井 一 弘	橋 節 郎	○鈴 木 康 洋	○篠 原 千 廣	佐 藤 隆 男	笹 原 桂 輔	紺 野 稔	黒 須 雅 博	北 村 忠 彦	神 谷 威 吉 郎	川 勝 勝 則	○大 高 満 範	内 丸 義 昭	伊 井 和 彦	飯 田 義 則	浅 見 昭 一

宮島崇行	羽田忠義	奈良道博	○田中茂	鈴木英夫	篠原由宏	木ノ元直樹	大西昭一郎	安西愈	吉田哲	矢田英一郎	安原正之	増田彦一	○本間崇	○藤井光春	長谷川武弘	新津勇七	中村裕二
元木徹	深沢守	仲居康雄	網取孝治	鈴木則佐	柴田徹男	小屋敏一	荻原静夫	池田達郎	渡辺務	湯川將	山田茂	御園賢治	堀川文孝	深沢武久	橋本幸一	野島良男	中村治郎
森寿男	藤本猛	丹羽健介	寺本吉男	高橋勇次	島田一彦	今野昭昌	垣鍔繁	伊藤忠敬		○横山昭	山岸憲司	村田豊	松永涉	船戸実	花水征一	原山庫佳	直井雅人
○柳沢義信	藤本博光	○原秀男	外村隆	田口邦雄	○白河浩	斎藤祐一	加毛修	○岩田豊		吉田幸一郎	安田隆彦	○森田洲右	松崎勝一	福家辰夫	平松和也	濱秀和	永末栄司
○山崎源三	松家里明	萩原平	成富安信	田中慎介	神洋明	佐々木和郎	川村延彦	飯田数美	(東弁 一二七名)	吉住仁男	山本剛嗣	山本忠義	松代隆	堀合辰夫	平野智嘉義	○服部邦彦	西林経博

○佐藤 歳二	川島 貴志郎	朝岡 智幸	○諸永 芳春	原 誠	中津 靖夫	多田 武	須田 昭太郎	三枝 信義	北川 秀二	○笠井 盛男	小野田 六二	石黒 竹男	有賀 正明	○吉本 英雄	山田 滋
佐藤 久夫	河野 信夫	荒木 勝己	山下 清兵衛	藤光 巧	中吉 章一郎	田中 美登里	鈴木 誠	猿山 達郎	橘高 郁文	加藤 康夫	○小野 道久	入倉 卓志	阿部 一夫	○依田 敬一郎	山本 政敏
佐藤 康	木村 要	生島 三則	雪下 伸松	古山 昭三郎	中村 鉄五郎	伊達 俊二	○高橋 守雄	櫻井 光政	木村 武夫	笠井 直人	大井 勅紀	○内山 弘	今中 美耶子	横溝 高至	山本 卓也
沢田 三知夫	小池 明彦	井上 廣道	行方 美彦	増田 浩千	根岸 清一	千葉 昭雄	滝沢 農	坂本 行広	駒沢 孝	○川坂 二郎	大塚 功男	上野 操	岩瀬 外嗣雄	○若林 秀雄	山田 賢治郎
新矢 悦二	小林 豊	川上 正俊	○吉田 和夫	村山 芳郎	野宮 利雄	栃木 敏明	○田宮 甫	○鈴木 喜三郎	釘澤 知雄	小海 正勝	○大平 恵吾	遠藤 英毅	飯畑 正男	○渡辺 洋一郎	八木 清文
			(二弁 五五名)											(一弁 五五名)	

○杉山英巳 鈴木勝利 須藤典明 高木新二郎 ○竹田稔

田中康郎 田村承三 並木茂 藤原康志 舟橋定之

松岡靖光 松本光雄 ○村重慶一 ○山本和敏

(裁判所 二九名)

飯田英男 栗原惠三 ○近藤太朗 佐々木博章 ○佐野眞一

杉山茂久 高野利雄 玉井直仁 土屋守 寺尾淳

寺西賢二 豐嶋秀直 樋田誠 戸谷勝尋 ○中津川彰

長山四郎 中嶋三雄 永野義一 堀江信之 堀口勝正

松浦恂 松田昇 松井永一 溝口昭治 ○宗像紀夫

安田哲也 ○吉川亘 林田耕臣(二弁)

三、會計監事

佐藤義行(東弁) 深沢 勝(二弁)

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 野宮利雄(二弁) 副幹事長 舟橋定之(裁判所)

副幹事長 菅沼隆志(東弁) 副幹事長 栗原惠三(檢察庁)

副幹事長 深沢守(二弁)

副幹事長 増田浩千(二弁)

同 次長	同 次長	同 次長	事務局長
稲 田	栃 木	中 村	中 津
寛 (東 弁)	敏 明 (二 弁)	鉄 五 郎 (二 弁)	靖 夫 (二 弁)

同 次長	同 次長	同 次長
杉 山	須 藤	神
茂 久 (検 察 庁)	典 明 (裁 判 所)	洋 明 (一 弁)

中央大学法曹会 各種委員会委員名簿（平成三・四年度）

◎委員長

一、人事委員会（一〇名）

（東 弁） 秋 知 和 憲 ・ 石 渡 光 一 ・ 篠 原 千 廣 ・ 名 波 倉 四 郎

（一 弁）◎設 楽 敏 男 ・ 山 崎 源 三

（二 弁） 大 井 勅 紀 ・ 小 野 田 六 二

（裁判所） 鈴 木 勝 利

（検察庁） 仲 田 章

二、会報編集委員会（一〇名）

（東 弁） 大 谷 隼 夫 ・ 白 井 正 明 ・ 中 村 生 秀 ・ 服 部 邦 彦

（一 弁）◎豊 田 泰 介 ・ 福 吉 實

（二 弁） 大 平 恵 吾 ・ 猿 山 達 郎

（裁判所） 木 村 要

（検察庁） 小 林 域 泰

三、会則改正委員会（一〇名）

（東 弁）◎平 野 智 嘉 義 ・ 北 村 忠 彦 ・ 才 口 千 晴 ・ 堀 川 文 孝

(一 弁) 池田達郎・川村延彦

(二 弁) 笠井盛男・鈴木喜三郎

(裁判所) 松岡靖光

(検察庁) 五島幸雄

四、法職教育検討委員会(二〇名以内)

(東 弁) ◎中村茂八郎・伊井和彦・厚井乃武夫・須藤正彦・中村治郎

中村裕二・平松和也・安田隆彦

(一 弁) 荻原静夫・塚辺重雄・寺本吉男・細田良一

(二 弁) 新井嘉昭・釘沢知雄・中川隆博・吉田和夫

(裁判所) 小林 豊

(検察庁) 佐野真一

五、大学問題委員会(五〇名)

(東 弁) 浅見昭一・阿部三郎・安藤章・飯塚孝・市川照己

伊東正・猪股喜蔵・及川昭二・金沢恭男・川勝勝則

久木野利光・児島平・紺野稔・斎藤暢生・坂巻國男

鈴木康洋・鈴木秀雄・高橋崇雄・滝沢国雄・縄稚登

藤井光春・本間崇・森田洲右・安原正之・山本忠義

(二 弁) 岡田錫淵・倉田雅充・設楽敏男・信部高雄・竹村照雄

田中 愼介・寺尾 正二・萩原 平・柳沢 義信・吉本 英雄
依田 敬一郎

(二 舟)

◎高橋 守雄・内山 弘・大西 保・加藤 康夫・川坂 二郎
小海 正勝・坂本 建之助・鈴木 孟秋・田宮 甫・根本 隆

雪下 伸松

(裁判所)

佐藤 久夫・高木 新二郎

(検察庁)

中津川 彰・水原 敏博

〔関係諸規程〕（資料）

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	
第二章 総長（第四条—第九条）	
第三章 役員及び顧問（第十条—第二十二条）	
第四章 理事会（第二十三条—第二十五条）	
第五章 評議員会（第二十六条—第三十四条）	
第六章 資産及び会計（第三十五条—第四十一条）	
第七章 収益事業（第四十二条—第四十三条）	
第八章 基本規定（寄附行為）の変更（第四十四条）	
第九章 合併及び解散（第四十五条—第四十六条）	
第十章 公告（第四十七条）	
附則	

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大 学 院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部

法律学科・政治学科

法学部二部

法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部一部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

経済学部二部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部一部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部

数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学科・管理工学科・情報工学科
理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・電気・電子工学科・工業化学科・応用化学科・管理工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七人以内

二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。
(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く。)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を

代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担理事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長

は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示

して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者
二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会

又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠

の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

- 2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分

に関する事項

二 基本規定（寄附行為）の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

- 一 資産から生ずる果実
- 二 学生生徒等納付金及び手数料
- 三 寄附
- 四 補助金
- 五 収益事業から生ずる利益金
- 六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヵ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。(財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及

び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

(種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第四十四条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

(議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前

条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によつてする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者と

みなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則 (規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則 (規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則 (規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者と

みなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

施行 昭和二六・三・八
改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員をもって組織する。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十

一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内
- 三 常任幹事 二十人以上二百五十人以内
- 四 幹事 八十人以上百人以上
- 五 会計監事 四人又は五人
- 六 協議員 七百人以上八百人以上
- 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
- 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会にお

いて選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員が残任期間とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推薦する。

(顧問及び参与)

第十一条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、会長が

委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、協議員会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

5 顧問及び参与は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

(総会)

第十二条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十三条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十四条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(幹事会)

第十五条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十六条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

第十七条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第十八条 第3条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第十九条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」と

いう。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をも
って充てる。

(会費)

第二十一条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情がある者は、分割納入することができる。

2 学生は、学員となることを前提として、予め会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(会計年度)

第二十二条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十三条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十四条 本会に中央大学学員会本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十五条 この会則の改正は、協議員会において、出席協

議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六一年六月三〇日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱)

6 昭和五八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続

している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年三月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任された者とみなす。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

第二条 本会は東京都内に置く。

第三条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事実

第五条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第六条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長

二、副幹事長

一名

五名

三、常任幹事 五十名以内

四、幹事 三百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、

幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員の役員の各候補者に推薦

する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会には必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の

同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附 則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）
中より 三〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）
中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第二条各号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一 事務局長

一人

二 事務局次長

若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一 中央大学法曹会選出の

中央大学法職講座運営委員会委員

一名

二 東京弁護士会ブロック

八名以内

三 第一東京弁護士会ブロック

四名以内

四 第二東京弁護士会ブロック

四名以内

五 裁判所ブロック

二名以内

六 検察庁ブロック

二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置く。

委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、随時審議決定する。



編集後記（編集部報告に代えて）

一、本会の創立四十周年に当たり、記念行事を実施しようという発議がなされたのは、説楽執行部発足後の平成二年三月である。

同年五月の総会で「記念行事準備委員会」が設置され、全体委員会で①規模、②内容、③方法、④組織などが検討され、⑤部会編成へとすすみ、部会ごとの検討結果を全体準備委員会で討議して実行に移す「準備」に入った。

二、創立満四十周年に当たる一九九〇年（平成三年）五月、野宮執行部の発足と同時に、準備委員会を「実行委員会」、その世話役の中心となって、企画・運営に携わることになった。

三、周年行事のうちで、四十年記念というのは大きな節目の「つなぎ」の役を受け持つという意味で、五十年への橋渡しをし、「記録」と「資料」などを収集するということが重点がおかれる。

今回の準備委員会でも、おおよそ、このような意見が大勢を占め、「新規」さよりも、三十周年を「踏襲」するしかたで記念行事を実行しようということになったのは、至極当然である。

記念特集号の編集部会でも、このような大勢（体制）のもとで、三十周年記念特集号「中大法曹No.7」の編集方針と編集結果を踏襲することにして、その作業をすすめることにした。

四、以上のような、「基本的」な姿勢・方針に従って、「特集号」を編集することにしたので、①体裁は、ほとんど三十周年記念特集号のそれに倣うことにした。②内容は、しかし、その後の十年の実績を回顧し、現在の時点において現状を直視し、将来を展望する意味で、「講演」のほかの特集や「座談会」のテーマ、そのうち方に工夫を凝らしてみた。

そういう趣旨で、大学問題委員会が主催した「法学部改革の課題」について、本学角田法学部長が中心となつてした説明や、これに対する質問などの記事をあらかじめ了解を得て掲載し、また、魅力ある大学の復活について理事である猪股の意見・提言を掲載させていただいた。

五、ご祝辞、ご講演いただいた来賓・先輩各位には、掲載を了解の上、加筆していただいたことにつき、厚くお礼を申し上げる。また、幹事長回顧として、三十周年以降十年間の元幹事長には、その努力の跡をふりかえった形で、「貴重」な回顧・追想文をよせて、この特集に花を供えていただいた。中津事務局長はじめ、

事務局次長には、資料の整理はじめ細大漏らさず編集の収集等で協力を受けた。記して謝意を表明したい。

六、座談会でも取り上げているように、「会報」は毎年発行するようにすべきであり、このような「特集号」も、常置委員会である会報編集委員会の所管とすべきであろう。私は、総会でも実行委員会でも、このように提言してみたりしたが、採り容れられなかったので、編集部会で引続きこの事務を担当するようにして、この特集号を編集してみた。

その割合に、さしたる評価が得られそうもないのは、偏に部会長である私の非力のせいである。

創立五十周年記念特集号編集のための一里塚の道標にとどまる。

創立四十周年記念特集号

編集部長 猪股喜蔵

中央大学出版部

〒192-03 東京・八王子・東中野 ☎0426(74)2351 振替東京8-8154

《日本比較法研究所研究叢書》

アメリカの大司法 システム

小島 武司 他 編 アメリカ司法の底流にある社会思潮、訴訟手続の根底にある平等・論争主義、代替的紛争解決、裁判官・弁護士職業倫理などを追究。定価二九八七円

ロシア革命と 良心の自由

小杉 末吉 著 人間の在り方を問い直すという問題意識のもと政府・教会・社会という三主体に即し十月革命過程における良心の自由問題の実相を検証。定価五〇四七円

《日本比較法研究所翻訳叢書》

国際民事訴訟の法理

P・シュロツァー 国際裁判管轄 国際送達 国際的な事案
解明と証拠収集 国際保全処分等、法理論的にも実務的
にも貴重な論考を訳出。小島武司編訳。定価一一三三円

刑事精神鑑定例集

石田 武 編著 責任能力の判断をめぐる鑑定例を集録し
て事例毎に論評を加えた本書は精神医学と刑事法学の接
点を模索する。医学用語解説を付す。定価一五四五〇円

●定価は、消費税込みです。

中大法曹 第十三号

平成四年五月十四日 印刷
(非売品)

平成四年五月十九日 発行

発行人 野宮利雄

編集人 猪股喜蔵

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二―二〇―一〇

電話(三九五六)六五五〇(代)

